

「会津若松市まちの拠点整備等基金条例（素案）」の概要

1 基本的な考え方

賑わいと活気のあるまちづくりのため、新たに基金を設置するものです。

2 基金の概要

(1) 設置目的

賑わいと活気のあるまちづくりに向けて、本市のまちづくりの推進及び拠点の整備を行うことを目的とします。

(2) 積立て

あいづふるさと市町村圏協議会が4月に解散することに伴い、あいづふるさと基金が廃止され、本市が出資した基金原資及び運用益が返還されるため、あいづふるさと基金を財源として、一般会計の歳出予算に計上して積立てを行います。

(3) 運用益金

金融機関への預金等により発生する運用益金については、この基金に編入します。

3 施行予定日

公布の日から施行します。